

## 国東市就業ムービング応援補助金交付要綱

平成 30 年 3 月 30 日  
国東市告示第 22 号

改正 令和元年 6 月 28 日告示第 29 号

改正 令和 2 年 4 月 1 日告示第 56 号

改正 令和 3 年 3 月 29 日告示第 43 号

### (趣旨)

第 1 条 この告示は、就業・起業のための移住促進を目的に、市内への転入をする者に対し、予算の範囲内において国東市就業ムービング応援補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、国東市補助金等交付規則(平成 18 年国東市規則第 62 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入者 転入日の前 1 年以上市内に住所を有していなかった者をいう。
- (2) 転入日 住民台帳に記録された日をいう。
- (3) 定住 国東市の住民基本台帳に記録された住所地に生活の本拠を置くことをいう。
- (4) 市税等 住民税及び国民健康保険税をいう。

### (交付対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 平成 30 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、就業・起業等のため国東市に転入した者。ただし、就業・起業先は市外でも可とする。
- (2) 交付対象者は転入日において 60 歳未満であること。ただし、起業についてはその限りではない。
- (3) 就業・起業するため又はしていることによる転入であり、転勤等による一時的な転入ではないこと。
- (4) 転入後、5 年以上継続して市内に定住する見込みがあること。
- (5) 前住地及び現住地自治体において市税等を滞納していないこと。
- (6) 同一戸籍かつ同一世帯の中に、市が実施する他の移住制度による補助又は助成を受けた者がいないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に規定する暴力団員ではない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者。
- (8) 前住地において生活保護受給者でない者。
- (9) 前各号に該当する者以外で、特に市長が認める者。

- 2 前項の規定にかかわらず、本市に定住していないことが明らかである場合など、市長が非助成対象者と認める者は、補助金の交付対象としないものとする。

(補助金等)

第4条 補助の内容は引越補助及び移住奨励金とし、その交付額は次のとおりとする。

- (1) 引越補助額は、就業・起業等により属する組織・事業者等で引越に係る経費を負担する制度がある場合、引越に要した経費から事業者等負担分を差し引いた額の10分の10以内(上限100千円、千円未満切捨て)で交付する。
- (2) 引越補助の対象となるのは、民間の事業者が請負う事業とし、個人で行ったものは除くものとする。
- (3) 移住奨励金は、令和元年7月1日以降に転入し、前2号の引越補助金を申請する世帯の人数に応じて、1人につき5万円、1世帯あたりの上限は10万円とし、前項の補助金の合計に加算して交付するものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、国東市に住民登録された日から起算して1年以内に国東市就業ムービング応援補助金交付申請書(様式第1号)に誓約書兼就業及び費用負担証明書(様式第2号)の他、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 引越に要した経費がわかる書類の写し(業者が発行する請求・領収書等)
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 転入する世帯全員の市税等完納証明書(直近の証明書が他市町村で発行される場合は、その証明書)
- (4) 戸籍の附票等(申請者の転入(予定)日以前1年の住所地がわかるもの)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、国東市就業ムービング応援補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第7条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた者は、国東市就業ムービング応援補助金交付請求書(様式第4号)に、必要事項を記載して市長に請求するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還等)

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し全額返納させることができる。

- (1) この告示に規定する要件を満たさなくなったとき。

- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
  - (3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合又は返還を求めるときは、国東市就業ムービング応援補助金返還通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(事業実施期間)

第10条 本事業は令和7年3月31日までの申請受付分を対象とする。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月28日国東市告示第25号)

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日国東市告示第56号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和3年3月29日国東市告示第43号)

この告示は、公示の日から施行する。